時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價逓送料廣告料ハ左ノ如シ

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓

○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ逓送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ逓送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

月曜日幷ニ大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合ニは新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に貼用する郵便印紙の代價を申受く可し

時事新報

三條總理大臣

内閣更迭の噂果して虛傳ならず一昨二十五日黒田伯は願に依り内閣總理を兇じて樞密顧問官ニ任じ三條公爵は内大臣を以て總理大臣を兼任せられたれば其他の大臣にも何れ追々更任ありて所謂三條内閣を組織せらるゝ事ならん抑も公は維新の始めより常に台鼎の重職に當りて國事に勤ること十數年間一日の如くなりしが明治十八年十二月内閣組織の改制ニ際し「（前略）宜シク時宜ヲ斟酌シ古今ヲ通ジ太政官諸省ニ冠首タルノ制ヲ改メ併セテ太政官諸職ヲ廢シ内閣ヲ以テ宰臣會議御前ニ事ヲ奏スルノ所トシ萬機ノ政專ラ簡捷敏活ヲ主トシ諸宰臣入テハ大政ニ參シ出テハ各部ノ職ニ就キ均シク陛下ノ手足耳目タリ而シテ其中一人ヲ撰ヒ專ラ中外ノ職ニ當リ旨ヲ承ケテ事宜シ以テ全局ノ平衡ヲ保持シ以テ各部ノ統一ヲ得セシムヘシ（中略）若シ其人ニ至テハ必陛下ノ聖鑒ニ由リ大局ニ明達シ時勢ニ精錬ナル者ヲ得テ以テ之ニ任スヘシ而シテ中外多端ノ機務ニ當ルガ如キハ實ニ臣カ堪フル所ニ非ルナリ云々」の奏議を上り多年の相位を辭して内大臣の閑職ニ就きたる公にして再び出でゝ内閣總理の位地ニ立ち新内閣組織の事ニ執掌するを見れば昨今の成行止むを得ずして公を起しゝるの事情あるを察するニ足る可し其事情は我輩の茲に云ふ事を欲せざる所あれども公にして既に其地位に立ちたる上は其下に組織せらるゝ所の内閣は如何あるものなりやと云ふニ敢て推測するニ難からざる可し抑も公は維新の元勳、清華の本流を以て久しく台鼎の位に在り補弼調理の功、少なからざるは勿論の事なれども政治上に於て最も務めゝる所は常に藩閥の權衡を維持して其平均を失はしめざるの一事なりしが如し左れば新内閣組織の目的とても多分ろの邊の主意に基くとならんなれば今度の更迭にも必ず辭職者の再任を見るものと判定して大差なかる可き歟、一說ニ公は始め總理就職の勸めあるに際し十八年に彼の奏議をなして退きたるものを今日となりて再び重職に當る事は如何にしても不本意なりとて再三これを辭したれども勅命默止し難くして遂に就職したる次第なれば二三箇月の後に至らば更ニ適任の人を撰んで其地位を讓るの覺悟なりと傳ふるものあり其如何を知る可らずと雖も現に角ニ昨今の事局ニ當りて偏に公に重きを置くの實あるを見る可し顧ふニ公は多年大政の局に當りて經歴久しからざるにあらずと雖も若しも其技倆より云ふときは今の在朝の諸臣中にも專門の政治家に乏しからず或は其勳功識量より云はんか維新の功臣を孰れを先となし又孰れを後となす可らず且つ近來は新進の華族を生じて爵位の高きは昔しの公卿も及ふ可らざるものあり然るニ政治の技倆、勳功爵位等を外にして公の一身に重きを置くこと此の如くなるを見れば今の政治社會に於ても門閥履歴の猶ほ時として必要の實あるを知る可きのみ

官報

○内務省訓令第四十號

警視廳　府縣
集治監　假留監

會計規則第六十九條保證金額左ノ通リ相定ム
但實際ノ情況ニ由リ保證金額ヲ增加スルハ各廳適宜タルヘシ
第一　競爭ニ加ハラントスル者ハ其事項ノ見積代金ノ百分ノ五
第二　契約ヲ結ハントスル者ハ其事項ノ代金ノ百分ノ十

明治廿二年十月廿六日　内務大臣伯爵山縣有朋

内務省訓令第四十號參照
勅令第六十號會計規則（明治二十二年五月一日官報）抄錄
第六十九條　工事又ハ物品供給ノ競爭ニ加ハラントシ若クハ其契約ヲ結ハントスル者ハ其工事又ハ物品ノ供給ニ二年以來從事スルコトヲ證明スヘシ
工事又ハ物品供給ノ競爭ニ加ハラントシ若クハ其契約ヲ結ハントスル者ハ現金又ハ公債證書ヲ以テ保證金ヲ納ムヘシ
第七十條　前條ノ保證金ハ左ノ制限ニ據リ各省大臣之ヲ定ムヘシ
第一　競爭ニ加ハラントスル者ハ其事項ノ見積代金ノ百分ノ五以上
第二　契約ヲ結ハントスル者ハ其事項ノ代金ノ百分ノ十以上
第七十一條　競爭ノ落札者請負ノ契約ヲ結ハサルトキハ其保證金ハ政府ノ所得トス

○陸軍省告示第十九號
維新前後殉難者贈宇都宮藩士廣田精一以下四十二名左記ノ人名今般靖國神社ヘ合祀被仰出候ニ付來十一月五日同社ニ於テ招魂式翌日例大祭ノ際併セテ祭典執行同社ヘ合祀セラル（人名略ス）

明治廿二年十月廿六日　陸軍大臣伯爵大山巖

○東京府告示第八十七號
明治二十三年陸軍各兵科現役士官候補生及陸軍幼年學校生徒志願者ハ同年二月十五日迄ニ當廳ヘ願書差出スヘシ

明治廿二年十月廿六日　東京府知事男爵高崎五六

○敍任（十月十四日）
兼任臨時帝國議會事務局總裁（勅任一等）　法制局長官從三位勳一等　井上毅

○京城在留日本人戶口　本年九月調朝鮮國京城在留本邦人の數は五百十八人内男三百四十七人女百六十三人にして戶數は百三十二なり（外務省）

○仁川在留日本人戶口　本年九月調朝鮮國仁川港在留本邦人の數は千六百四十六人内男千百十五人女五百三十一人にして戶數は百五十六あり（外務省）

○初霜　宮城縣石卷に去る十四日初霜ありたる旨石卷測候所より地理局中央氣象臺へ報告せり之を平年ニ比するに早きこと十六日昨年に比するに早きこと十日あり又福嶋縣福嶋及び長野縣長野ニ去る十四日初霜ありたる旨該兩測候所より地理局中央氣象臺へ報告せり但し福嶋長野は本年度ニ於て始て測候所を設けたるが故ニ從前の比較を爲すを得ず（内務省）

○初霰及初雪　北海道後志國壽都に昨夜初霰降り今朝近山ニ雪降りたる旨壽都測候所より去る二十三日地理局中央氣象臺へ電報あり●福嶋縣下吾妻山に去る十九日初雪降りたる旨福嶋測候所より地理局中央氣象臺へ報告せり（内務省）

雜報

○英國自由黨未來の領袖　英國自由黨の首領グラッドストーン氏は本年八十の高齡あるにも拘はらず尙ほ矍鑠として元氣少しも衰へず政治社會に雄視せりと雖どもグ氏とても神ならぬ身なれば早晩老衰して事に當る能はざるならん若し一朝不幸にして此の如き場合に至らば氏の後を襲て自由黨を指揮する大政治家は誰あるかと尋ぬるにジョン　モーレー氏の如きは學識才能に富み後來望を屬すべき政治家なるに相違あれども過激なる黨員等を巧ニ制御するの技倆に乏しければ直にグ氏に代はりて首領となる能はざるべく多分ハーコルト氏が下院に於ける自由黨の首領となりスペンサー卿は上院の首領となるべしと云へり

○武藏、大和の二艦　高千穗艦を主とし葛城、浪速、大和、扶桑、武藏の五艦を從として編成したる我常備艦隊の一隊は去る十八日の午前佐世保港を解纜し同午後五時單縦陣を張て長崎港に投錨し翌十九日より需用品を積入れ二十二日には朝鮮及び支那へ向け發航の豫定なりしも武藏は佐世保より各艦隊と列をなして進航の途中誤りて艙底に少しの損所を生せし爲め十九日の午後二時修繕の爲め立神の船渠に入り又大和も十九日には損傷せし機械を修覆して港外迄試運轉をなしたり云々と長崎よりの報に見えしが今此の報と去る二十二日本紙電報欄内に掲げし二十一日午後長崎特發の電文即ち武藏、大和の二軍艦は船體に損所を生せし爲め豫備艦中に編入されたりとの報道とを對照して推考すれば二艦の修繕ニは稍々手間取るものゝ如し尙ほ後報を得て記載する所あるべし

○南洋群嶋貿易の狀況　今より四五箇月前東京人服部新助氏の持船相洋丸（三十噸）は南洋群嶋貿易の爲め同氏の雇人水口新吾氏乘組み英人某を水先案内として貿易品を搭載し品海を解纜し小笠原嶋を經てラドロン群嶋へ航行しカロリン群嶋中のロック、ホナヒ外數群嶋に寄港し貿易を試みたりしに該群嶋は實に野蠻曚昧にして男子は陰部をも蔽はず日中は麵果樹の實を採りて之を食ひ椰子の實の美汁を飲み夜に入れは海邊に集り男女共に踏舞をなし戲るのみニて貿易物品交換には極めて骨の折れたる事なるが幸ひニして玳瑁、海參、鼈甲、眞珠介、椰子其他貴重なる物品を得て同船は去る十七日志州鳥羽迄歸航したりと云ふ

○土木工事延期の請願　參州豐橋の有志總代横田善十郞、同郡十箇村の總代鈴木七右衛門、欒山才三郎の諸氏は此程愛知縣廳に出頭し昨年同縣の臨時郡部會ニ於て議決したる臨時土木費五十六萬八千八百十五圓八十錢は本年の如き天災に出遭ひ各地疲弊せる折柄之れが支出を負擔するこ人民の實に堪へざる所なれば成るべく其負擔の輕減を望ましく殊に近頃聞く所に據れば信尾兩國の間に鐵道を布設するの計畫もありと云へば飯田、伊奈の兩街道を修繕するが如きは蓋し無用の工事なるべければ差當り之を見合せんには十一萬九千圓餘の減額を見るべしとて其延期を請願したるよし

○改進黨の告知狀　此程改進黨員嶋田三郎、吉田熹六、角田眞平、枝元長辰、高木正年、鹿嶋秀麿、小鷹狩元凱の諸氏連名にて全國の同黨員に向け左の如き主意を以て認めたる告知書を發したるよし

拜啓去る十八日大隈伯遭難後右足の膝の上より切斷致され以來日を逐ふて快方に向はれ元氣常の如し尙ほ醫官諸氏の診斷には施療後三十日間を經過せば精神身體共に平常に復し職務を執らるゝも差支なき旨ニ有之右に付臨時大臣をも別ニ設けられず引續き伯に於て外交職務を執らるゝ趣ニ有之候又此度の事變及び伊藤伯辭職等の爲め外交の件は依然として毫も變更無之此段特ニ御安神相成度候就ては此際我々に於て一層運動致度決心ニ御座候間區々の浮說流言可有之候得共此等に御懸念なく飽迄我々同志の希望を達する爲め益々不屈不撓の精神を發揮せられ一層御盡力被成下度此段得貴意候也

○山陽鐵道會社收益の計算　山陽鐵道會社の本年上半期間即ち四月一日より九月三十日迄の純利益中より營業入費を差引き
四厘を九月三十
込）ニ付き六十
定なりとは既に
間損益の計算な

一株金總額
一第一回募集金
內
拂込金高
前期及當期
此內譯
第一區建設
第二區建設
第三區建設
一手元有高（未
一本年上半期間
內譯
客車收入
荷車收入
外に
雜收入
前半期繰
總計
一金七萬八千三
一金四萬五千五百
差引金三萬六

○郵便脚夫二千
本橋區蠣殼町一
部彥太郞氏へ金
の金圓を振込其
金手形を受取り
取人阿部彥太郞
部氏に達するや
送金手形を送附
て其の別紙は番
「本文の金は跡
附しあれば阿部
日を經過したり
あきを訝り阿部
を生じ阿部より
原よりは受取方
掛合しも果しあ
氏と打合其事情
て拂出銀行即ち
して阿部と彫刻
能く懷中し立ち
便脚夫の所爲な
出でたるが右於
するや否郵便局
大壺遊びニ日を
大坂を立出て奈
館地方ニ高飛せ
り各地方にも探
は餘程注意を要
規則の注意の明
（振込局の承諾
を二通の書面よ
ゝれは人智の開
しも油斷は出來
ふそ

○淺草公園花屋
年の通り菊花擅
て其模樣を聞く
あり富士形の小
樣風の女二人丁

（英量）封度　凡我百二十目
（英尺）呎　凡我一尺〇五　吋　凡八毛
本　凡我十三貫五百四十七匁五分
碼　凡我三尺〇一分七厘
噸　凡我二百七十貫九百五十目
哩　凡我十四町四十五間一尺

○新橋橫濱間發車時刻　新橋發午前六時十分、六時四十分、八時三十五分（急行）、九時四十五分（急行）、十時五十分、午後零時五分、一時二十五分、二時三十分、四時、四時四十五分（急行）、六時十五分、六時五十分、八時三十分、九時五十五分、十一時十五分（急行）●橫濱發（新橋に向ひ）午前六時三十分、七時二十分、八時三十分、九時十五分（急行）、十時二十分、十一時三十分、午後零時五十分、二時、三時三十五分、四時三十分（急行）、五時[illegible]
四十分、八時五十分、十一時十五分、午後二時五十分、五時、七時三十分

○新橋神戸間發車時刻　新橋發午前六時十分（京都止り）、九時四十五分（名古屋止り）、午後二時三十分（靜岡止り）、四時四十五分（神戸まで）●神戸發（下り）午前七時十五分（神戸迄）、午後零時十九分（京都止り）、四時十五分（名古屋止り）、十時五十九分（神戸迄）〇（上り）午前十時三十分、午後零時四十五分、五時三十五分、午前七時八分（[illegible]）

○上州鐵道發車時刻　一時四十五分、午後二[illegible]十分、九時十五分、午[illegible]午前六時、十一時五十[illegible]

○仙臺鐵道　上野仙臺[illegible]